

# 大分県報

平成二十八年  
第二七八〇号  
五月二十日

（金曜日）

## 目次

### 告示

大分県身体障害者福祉センターの利用に係る使用料の徴収事務の委託……………	一
特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………	一
土地改良法による換地計画認可申請の適当決定及び縦覧（市町村営事業）……………	二
地籍調査の成果の認証……………	二
県立学校照明設備使用料の徴収事務の委託……………	二
教育委員会告示……………	三
平成二十八年度大分県立学校職員（海事職〔機関員〕）採用選考実施要項……………	三
選挙管理委員会告示……………	四
病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………	四
公安委員会告示……………	五
地域交通安全活動推進委員の委嘱……………	五
平成二十九年大分県立農業大学校農学部学生募集……………	五
土地改良区の役員就任（五件）……………	六
契約者等の公示……………	九

### 告示

大分県告示第二百九十五号  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県身体障害者福祉センターの利用に係る使用料の徴収事務を委託した。  
平成二十八年五月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成二十八年五月二十日

一 受託者の住所及び名称  
大分市大津町二丁目一番四十一号  
社会福祉法人大分県社会福祉協議会  
会長 高橋 勉  
二 委託期間  
平成二十八年四月一日から  
平成二十九年三月三十一日まで

### 大分県告示第二百九十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。  
平成二十八年五月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日  
平成二十八年四月二十五日  
二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 大分ラグビースクール  
三 代表者の氏名  
久 民 昭 一  
四 主たる事務所の所在地  
大分市大字森三百番地の三十五  
五 定款に記載された目的  
この法人は、大分県内の児童及び生徒に対してラグビーフットボールという団体競技を指導することによりラグビーというスポーツの普及又は児童等の豊かな人間形成の構築を旨とし、行政・地域・スポーツ団体の三位一体の活動を組織的に支援・協力・運営することにより、明るくたくましい心身をつくる環境を提供するとともに、社会貢献に寄与することを目的とする。  
六 定款変更の内容  
特定非営利活動の種類の変更  
事業の変更  
会員に関する事項の変更  
役員に関する事項の変更

大分県報（告示）

総会に関する事項の変更  
 理事会に関する事項の変更  
 資産及び会計に関する事項の変更  
 定款の変更に関する事項の変更

大分県告示第二百九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項及び第四項の規定により、次の事業主体からの換地計画認可申請を適当と決定し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内  
 に知事に対し審査請求をすることができる。

平成二十八年五月二十日

大分県知事 広瀬勝貞

事業主体	事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
姫島村	農業体質強化 基盤整備促進 事業	達磨地区	平二八・五・二〇から 平二八・六・九まで	姫島村役場

大分県告示第二百九十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。

平成二十八年五月二十日

大分県知事 広瀬勝貞

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
竹田市	平二四・一二・一八から平二七・二・二二まで	竹田市大字次倉の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市大字次倉の一部	平二八・五・九
九重町	平二五・六・二七から平二七・一〇・一二まで	玖珠郡九重町大字田野の一部の地籍図及び地籍簿	玖珠郡九重町大字田野の一部	平二八・五・九

佐伯市	平二五・七・四から平二七・三・三まで	佐伯市大字青山の一部の地籍図及び地籍簿	佐伯市大字青山の一部	平二八・五・九
杵築市	平二五・六・一八から平二七・一〇・一四まで	杵築市大字溝井の一部の地籍図及び地籍簿	杵築市大字溝井の一部	平二八・五・九

大分県告示第二百九十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり県立学校照明設備使用料の徴収事務を委託した。

平成二十八年五月二十日

大分県知事 広瀬勝貞

委託した事務に係る施設名	受託者の住所及び名称
一 委託した事務に係る施設名並びに受託者の住所及び名称	
大分県立高田高等学校	豊後高田市中真玉二一四四番地二二 豊後高田市体育協会 会長 永松博文
大分県立国東高等学校及国校	国東市国見町伊美三八八四番地 NPO法人MAKK笑人クラブ 理事長 丸山順道
大分県立津久見高等学校海洋科学校	白杵市大字臼杵二の一〇七番五六二 白杵市スポーツ推進委員協議会 会長 板井定治
大分県立中津南高等学校	中津市豊田町一四番地三 中津市体育協会 会長 内尾伸行
大分県立三重総合高等学校久住校	竹田市大字会々一六五〇番地 竹田市体育協会 会長 首藤勝次
大分県立芸術緑丘高等学校	大分市上野町四番五号 ひしのみクラブ 会長 平松義広

大分県立日田三隈高等学校	日田市田島二丁目六一 日田市スポーツ推進委員協議会 会長 石井吉人
大分県立日田林工高等学校	日田市田島二丁目六一 日田市スポーツ推進委員協議会 会長 石井吉人
大分県立由布高等学校	由布市庄内町大龍二一三一由布市庄内体育センター内 みことスマイルインクラブ 会長 新井一徳
大分県立杵築高等学校	杵築市大字本庄二〇〇五番地 杵築市体育協会 会長 永松 悟
大分県立三重総合高等学校	豊後大野市三重町市場一二〇〇番地 三重町スポーツ振興会 会長 神志那 正
大分県立新生支援学校	大分市玉沢一〇三番地 わさだ夢クラブ 会長 安東 房吉
大分県立大分支援学校	大分市横田一―一七―四〇第一美容荘一〇七 OZAI元気クラブ 会長 河越 康秀
大分県立聾学校	大分市田室町三番三七号 NPO法人おおみちふれあいクラブ 会長 園田 幸一
大分県立中津支援学校	中津市豊田町一四番地三 中津市体育協会 会長 内尾 伸行
二 委託の期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	
<b>○教育委員会告示</b>	
大分県教育委員会告示第七号 平成二十八年大分県立学校職員（海事職〔機関員〕）採用選考を次の要項により実施する。	

平成二十八年五月二十日

大分県教育委員会  
平成28年度大分県立学校職員（海事職〔機関員〕）採用選考実施要項

大分県教育委員会

1 目的

大分県立学校の海事職（機関員）を志望する者について、平成28年度採用に当たっての選考資料とするために実施する。

2 選考対象の職種、採用予定者数及び職務内容

職 種	採用予定者数	職 務 内 容
海事職（機関員）	1人	平成28年8月1日以降大分県立津久見高等学校海洋科学部に勤務し、同校所属の実習船の機関員として、各種航海における運行及び当該実習船の維持・管理等に関する業務に従事する。

3 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に規定する五級海技士（機関）の免状又はこれより上級の免状を現に有している者
  - (2) 昭和36年4月2日以降に生まれた者
  - (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者
  - (4) 平成28年8月1日以降の採用に応じられる者
- 4 出願等手続

(1) 願書受付期間及び提出方法

願書受付期間	平成28年5月20日（金）から同年6月15日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
--------	---

提出方法は、次の①又は②とする。

①持参による場合	・4②の書類の提出先に持参すること。 ・受付時間は、8：30～17：15とする。
②郵送による場合	・簡易書留とし、封筒の表に「海事職（機関員）願書在中」と朱書きすること。 ・平成28年6月15日（水）到着のもの（必着）まで有効とする。

(2) 書類の提出先

大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階

平成二十八年五月二十日

大分県報（告示・教育委員会告示）

大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班

郵便番号 870—8503 電話 (097) 506—5517

(3) 提出書類

提出物	注意事項等
① 願 書	・ 必要事項を記入し、写真を貼付すること。
② 受験票	・ 必要事項を記入すること。
③ 海技免状の写し	・ 五級海技士（機関）以上の免状の写しを同封すること。
④ 返信用封筒 2枚 （「受験票送付用」及び「選考結果通知用」）	・ 82円切手を貼り、住所及び氏名を明記すること（宛名は「〇〇様」とすること。）。 ・ 封筒の規格は、23.5cm×12cm（長形3号）、糊付封筒とする（両面テープ貼付可）。
⑤ 自己紹介書	・ 所定のもの（ボールペンで記入すること。）

(注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。

- イ 願書と受験票は切り離さないこと。
- ウ 願書、受験票及び自己紹介書は、大分県教育委員会のホームページ（<http://kyouikuoita-ed.jp/>）からも入手できる。
- エ 受験料は不要である。

(4) 受験票の交付

平成28年6月17日（金）頃本人宛て発送する。

5 選考

(1) 期 日

平成28年6月25日（土）

(2) 試験場

大分県庁舎 別館8階 85会議室（大分市府内町3丁目10番1号）

(注意) 受験者による県庁舎駐車場の利用はできない。

(3) 試験内容及び日程

試験内容	試験日程
・ 個人面接 (30分)	人物・教養・専門性などについての個人面接
・ 受験票送付の際、受験者ごとに日程を通知する。	

(4) 携行品

受験票

(5) 選考結果

選考の結果は、平成28年6月30日（木）午前9時に、大分県庁舎本館1階の県政掲示板（県民室横）に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に文書で通知する。また、合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ（<http://kyouiku.oita-ed.jp/>）にも掲載する。

6 試験の配点

個人面接 200点

7 得点等の送付・開示

受験者全員に対して、選考試験の得点を、選考試験の結果の通知とともに送付する（口頭による開示（簡易開示）は行わない。）。

8 合格者の行う手続

合格者は、指定する日までに採用のための必要書類を提出すること。詳細は、合格者に対して通知する。

9 採用及び給与

(1) 合格者は、平成28年8月1日以降採用する。

(2) 選考試験の合格者であっても、次の①、②のいずれかに該当する場合は採用しない。

- ① 受験資格がないことが判明した場合
- ② 大分県教育関係職員健康診断審議会の審議の結果、「就労不可」と判断された場合

(3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、県職員としてふさわしくない非遵行為があった場合は、合格を取り消すことがある。

(4) 採用時の給料は、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）等の規定に基づき決定する。その他扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当を、それぞれの支給要件に応じて支給する。

なお、採用前の職歴を有する者は、条件に応じて加算される。

10 その他

携帯電話は試験場内では電源を切り、かばん等に入れておくこと。

○試験管理委員会公告

大分県選挙管理委員会公告第十七号

病室の院長等が不在者投票管理責任者となる病室等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選挙

学管理委員会告示第四十五号)の一部を次のとおり改正する。

平成二十八年五月二十日

大分県選挙管理委員会委員長

一

木 俊 廣

三 指定老人ホーム中

「サテライト型特別養護老人

ホーム悠久の里

中津市大字上如水一八二四―五」を

「社会福祉法人聖信会シヨ

トステイさ蔵

中津市大字植野二四一―一

社会福祉法人聖信会特別養

護老人ホームさ蔵

大字植野二四一―一

サテライト型特別養護老人

ホーム悠久の里

大字上如水一八二四―五」

「悠々居シヨートステイ

竹田市養護老人ホーム南山

大字三宅一七六三―一

庄

大字吉田二〇四

「悠々居シヨートステイ

大字三宅一七六三―一」に改める。

### ○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第49号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり地域交

通安全活動推進委員を委嘱した。

平成28年5月20日

大分県公安委員会委員長

高

橋 治 人

氏 名	住 所	活 動 区 域
出 納 康 男	佐伯市大字船垣827番地	佐伯警察署の管轄区域
祖 田 京 子	佐伯市大字鶴望2910番地2	

### ○公 告

平成二十九年大分県立農業大学校農学部を次のとおり募集する。

平成二十八年五月二十日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 募集定員

六十人

二 修業年限

二年

三 入学料

五千六百五十円

四 授業料

年額 十一万八千八百円

五 受験資格

次のいずれかに該当する者

1 高等学校を卒業した者及び平成二十九年三月卒業見込みの者

2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条の規定に該当する者

六 試験区分

1 推薦入学試験

2 一般入学試験

七 試験方法

1 筆記試験

2 面接試験

八 筆記試験の科目

1 推薦入学試験

必須科目 小論文及び数学Ⅰ

2 一般入学試験

必須科目 国語総合及び数学Ⅰ

選択科目 生物基礎、コミュニケーション英語Ⅰ（英語Ⅰ）、農業と環境のうちから

一科目選択

九 出願手続

入学願書に次の書類及び入学考査料（二千二百円）を添えて大分県立農業大学校に提出

すること。

1 受験票

2 最終学校の調査書

平成二十八年五月二十日

大分県報（選管委告示・公安委告示・公告）

五



- 3 写真（最近三箇月以内に撮影した無帽・正面・上半身で縦4 cm×横3 cmのもの）二葉（裏に氏名を明記すること。）
- 4 健康診断書（平成二十七年以前に高等学校等を卒業した者のみ必要）
- 5 履歴書（平成二十七年以前に高等学校等を卒業した者のみ必要）
- 6 推薦書（推薦入学試験受験者のみ必要）
- 7 三百九十二円切手
- 十 願書受付期間
  - 1 推薦入学試験  
平成二十八年十月三日（月）から十月十八日（火）まで。ただし、郵送の場合は同日の消印のあるものまで受け付ける。
  - 2 一般入学試験  
平成二十八年十二月一日（木）から十二月二十二日（木）まで。ただし、郵送の場合  
は同日の消印のあるものまで受け付ける。
- 十一 試験期日
  - 1 推薦入学試験  
平成二十八年十月二十六日（水）午前九時二十分から
  - 2 一般入学試験  
平成二十九年一月十二日（木）午前九時から
- 十二 試験場所  
豊後大野市三重町赤嶺二千三百二十八番地一  
大分県立農業大学校
- 十三 合格発表表
- 1 推薦入学試験  
平成二十八年十月二十八日（金）正午に大分県立農業大学校で行うとともに本人あて  
通知する。
- 2 一般入学試験  
平成二十九年一月十六日（月）正午に大分県立農業大学校で行うとともに本人あて通  
知する。
- 十四 その他  
受験についての問い合わせは、大分県立農業大学校教務課（電話〇九七四―二二―七五  
八二）にすること。

(退任役員)			土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、内植田土 地改良区（大分市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出が あった。 平成二十八年五月二十日 大分県知事 広 瀬 勝 貞		
役名	氏名	住 所	役名	氏名	住 所
理事	衛藤 泰雄	大分市大字木上一四四九番地の二	理事	渡邊 信郎	大分市大字木上一七五三番地
〃	池邊 修次	〃 大字木上一三四九番地	〃	衛藤 隆	〃 大字木上一五二〇番地の四
〃	高橋 武美	〃 大字木上一四七一番地	〃	池部 俊之	〃 大字木上一四〇七番地
〃	渡邊 時夫	〃 大字木上一三六四番地の二	〃	高橋 正行	〃 大字木上一四九一番地
〃	渡邊 末晴	〃 大字木上一七八二番地の一	〃	齊藤 美徳	〃 大字木上一六一九番地の二
監事	水橋 勝利	〃 大字木上一四八九番地	〃	衛藤 泰雄	〃 大字木上一四四九番地の二
〃	渡邊 福美	〃 大字木上一四六八番地の一	〃	池邊 修次	〃 大字木上一三四九番地
〃	渡邊 信郎	〃 大字木上一七五三番地	〃	渡邊 幸市	〃 大字木上一七八一番地
(就任役員)					
役名	氏名	住 所	役名	氏名	住 所
理事	渡邊 信郎	大分市大字木上一七五三番地	理事	渡邊 信郎	大分市大字木上一七五三番地
〃	衛藤 隆	〃 大字木上一五二〇番地の四	〃	衛藤 隆	〃 大字木上一五二〇番地の四
〃	池部 俊之	〃 大字木上一四〇七番地	〃	池部 俊之	〃 大字木上一四〇七番地
〃	高橋 正行	〃 大字木上一四九一番地	〃	高橋 正行	〃 大字木上一四九一番地
〃	齊藤 美徳	〃 大字木上一六一九番地の二	〃	齊藤 美徳	〃 大字木上一六一九番地の二
監事	衛藤 泰雄	〃 大字木上一四四九番地の二	監事	衛藤 泰雄	〃 大字木上一四四九番地の二
〃	池邊 修次	〃 大字木上一三四九番地	〃	池邊 修次	〃 大字木上一三四九番地
〃	渡邊 幸市	〃 大字木上一七八一番地	〃	渡邊 幸市	〃 大字木上一七八一番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、初瀬井路土地改良区（大分市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十八年五月二十日

大分県知事 広瀬 貞

（退任役員）		（就任役員）	
役名	氏名	住	所
理事	朝耒野 清	大分市大字豊饒七二番地	
〃	油布 丁一	由布市挾間町挾間五〇八番地三	
〃	阿部 一憲	大分市大字賀来二〇五八番地	
〃	後藤 一郎	〃 勢家町三丁目四番三四号	
〃	三ヶ尻 正洋	〃 大字東院三六七番地	
〃	小野 博市	〃 大字中尾八四八番地	
〃	後藤 文夫	〃 大字奥田四九番地の五	
〃	加藤 吉雄	由布市挾間町向原二二八番地二	
〃	衛藤 榮一	大分市大字荏隈四六五番地	
監事	古城 久	〃 元町五番四八号	
〃	佐藤 晴彦	〃 大字羽屋一〇六六番地五	
〃	工藤 幸信	〃 大字国分一〇番地	
〃	加藤 明彦	由布市挾間町下市六四四番地	
役名	氏名	住	所
理事	後藤 文夫	大分市大字奥田四九番地の五	
〃	朝耒野 清	〃 大字豊饒七二番地	
〃	馬場 幸雄	〃 大字平横瀬二二六番地	
〃	安部 雅己	〃 大字中尾七七五番地の一	

〃	秦 和恵	〃 賀来南二丁目一〇番八号	
〃	甲斐 文雄	〃 大字野田四七五番地	
〃	園田 義一	由布市挾間町向原四五四番地二	
監事	後藤 一郎	大分市勢家町三丁目四番三四号	
〃	佐藤 尚武	〃 大字宮苑二八八番地の一	
〃	藤川 厚	由布市挾間町北方六七四番地	

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、池辺土地改良区（日田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十八年五月二十日

大分県知事 広瀬 貞

（退任役員）		（就任役員）	
役名	氏名	住	所
理事	中野 靖隆	日田市大字東有田三一五五番地	
〃	宮崎 憲一	〃 大字有田八六九番地一	
〃	中野 正之	〃 大字東有田三一六〇番地	
〃	佐藤 義孝	〃 大字東有田三一三一番地	
〃	石田 庄三	〃 大字東有田三三三三番地	
〃	石田 一喜	〃 大字東有田三〇五九番地	
監事	石田 一喜	〃 大字有田一〇六四番地	
〃	野村 勉	〃 大字有田一〇六四番地	
役名	氏名	住	所
理事	中野 靖隆	日田市大字東有田三一五五番地	
〃	石田 敏英	〃 大字東有田三〇一四番地	

〃	井上 邦利	〃	大字東有田三一九番地三
〃	佐藤 政興	〃	大字東有田三一六三番地
〃	今津 祐治	〃	大字求来里三六四番地
監事	長尾 一郎	〃	大字東有田三二四四番地
〃	財津 辰三	〃	大字有田七二五番地

~~~~~

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、高柴土地改良区（豊後大野市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十八年五月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

|        |        |                 |
|--------|--------|-----------------|
| 役員     | 氏名     | 住 所             |
| 理事     | 小田部 博  | 豊後大野市千歳町高畑七九九番地 |
| 〃      | 柴山 茂行  | 〃 千歳町柴山八二〇番地    |
| 〃      | 後藤 強   | 〃 千歳町高畑一〇七番地    |
| 〃      | 山村 克己  | 〃 千歳町高畑四三四番地    |
| 〃      | 神田 ヨシコ | 〃 千歳町柴山四四四番地一   |
| 監事     | 柴山 康文  | 〃 千歳町柴山三七二番地一   |
| 〃      | 麻生 義隆  | 〃 千歳町柴山二八五番地三   |
| 〃      | 加藤 至誠  | 〃 千歳町高畑九三一番地    |
| （就任役員） |        |                 |
| 役員     | 氏名     | 住 所             |
| 理事     | 宇土 安賀  | 豊後大野市千歳町柴山四七九番地 |
| 〃      | 石田 幸範  | 〃 千歳町高畑四四二番地    |

~~~~~

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、藤原土地改良区（速見郡日出町）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十八年五月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役員	氏名	住 所
理事	木付 直治	速見郡日出町大字藤原六五五番地一
〃	木付 幸一	〃 大字藤原五〇一八番地五
〃	宮田 博仁	〃 大字藤原六四四番地一
〃	工藤 要一	〃 大字藤原五二五四番地四〇
〃	二宮 敬弘	〃 大字藤原五一六五番地
〃	前田 史朗	〃 大字藤原五八四〇番地五
〃	楠 賢治	〃 大字藤原六四四九番地
監事	佐嶋 浩明	〃 大字藤原六五四八番地
〃	二宮 洋二	〃 大字藤原五〇九四番地
（就任役員）		
役員	氏名	住 所
理事	木付 直治	速見郡日出町大字藤原六五五番地一



〃	木付幸一	〃	大字藤原五〇一八番地五
〃	工藤要一	〃	大字藤原五二五四番地四〇
〃	宮田博仁	〃	大字藤原六四五八番地一
〃	二宮敬弘	〃	大字藤原五一六五番地
〃	前田史朗	〃	大字藤原五八四〇番地五
〃	楠賢治	〃	大字藤原六四五九番地
〃	二宮洋二	〃	大字藤原五〇九四番地
〃	長野典明	〃	大字藤原六五一三番地一の一の

次のとおり契約者等について公示する。  
平成二十八年五月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
運転免許証作成用消耗品

物品等の名称	規格等	購入見込数量
新規用カード	九〇〇枚入り	一五箱
一般用カード	〃	一一箱
優良品カード	〃	一〇〇箱
リボンセット	二、〇〇〇枚用	一〇一箱
運転経歴証明書用カード	三〇〇枚入り	四箱

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部交通部運転免許課

大分市大字松岡六千六百八十七番地

三 随意契約の相手方を決定した日

平成二十八年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPアイディシステム

代表取締役 朝長通博

五 東京都新宿区新宿四丁目三番十七号  
随意契約に係る契約金額

物品等の名称	規格等	金額(二箱当たり)
新規用カード	九〇〇枚入り	一八五、六五二円
一般用カード	〃	〃
優良品カード	〃	〃
リボンセット	二、〇〇〇枚用	一二九、〇六〇円
運転経歴証明書用カード	三〇〇枚入り	一六二、六四八円

(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当